

## 船舶事故調査報告書

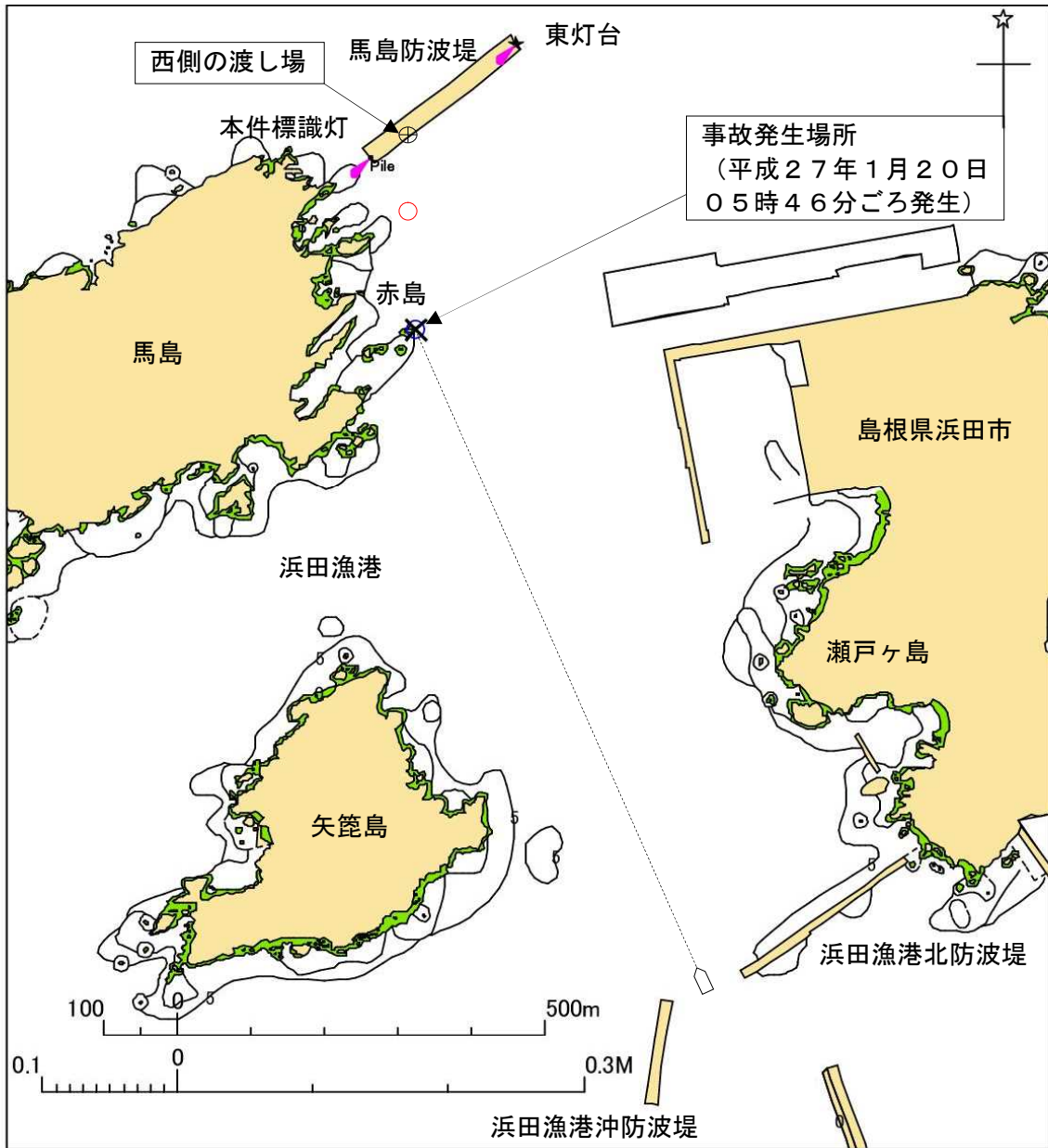
平成27年10月15日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄司邦昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根本美奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成27年1月20日 05時46分ごろ
発生場所	島根県浜田市浜田港 浜田漁港馬島防波堤東灯台から真方位198°410m付近 （概位 北緯34°54.25′ 東経132°03.15′）
事故調査の経過	平成27年2月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	瀬渡船 <sup>きんとま</sup> 金時丸、4.97トン SN3-12835（漁船登録番号）、有限会社戸津川 10.81m(Lr)×2.44m×0.82m、FRP ディーゼル機関、44.10kW、昭和54年11月20日 第272-7925号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 77歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年1月11日 免許証交付日 平成26年5月21日 （平成31年12月9日まで有効） 釣り客 男性 29歳
死傷者等	軽傷 1人（釣り客）
損傷	船底に亀裂及び擦過傷
事故の経過	本船は、平成27年1月20日05時40分ごろ、船長ほか1人が乗り組み、釣り客5人を乗せ、船首約0.5m、船尾約1.5mの喫水で、船長が操舵室で立って手動操舵により操船し、浜田漁港馬島防波堤（以下「馬島防波堤」という。）に向けて出発した。 船長は、浜田漁港北防波堤と浜田漁港沖防波堤の間を通過し、針路を馬島防波堤に向けたとき、船首方に「いか釣りをしている1隻の釣り船」（以下「本件釣り船」という。）の灯火を視認した。 本船は、船長が本件釣り船の灯火に注意を向け、本件釣り船を右舷方に見る態勢で約12ノットの対地速力で北北西進中、05時46分ごろ、浜田港内の赤島東方の浅所に乗り揚げた。 釣り客の1人は、右舷船首で左舷方を向いて座っていたところ、本

	<p>船が乗り揚げたときの衝撃で転倒し、右目の上に切傷を負った。</p> <p>船長は、機関を後進にかけて離礁し、負傷者を病院に搬送するため、出発場所に帰り、着岸後、乗組員が自家用車で負傷した釣り客を病院に搬送した。</p> <p>船長は、着岸後、船体を確認したところ、船底に亀裂があることを認め、本船を上架した。</p> <p>船舶所有者担当者は、乗組員から本事故の報告を受け、海上保安庁に通報した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 東、風速 約3m/s、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の末期、潮高 約-4cm (浜田)</p> <p>日出時刻：07時17分ごろ</p> <p>月出時刻：06時31分ごろ、月齢 29.1</p>
その他の事項	<p>馬島防波堤には、北東端に浜田漁港馬島防波堤東灯台（灯質 単閃赤光毎3秒に1閃光、灯高 13m、光達距離 3海里）（以下「東灯台」という。）、南西端に簡易標識灯（灯質 単閃黄光3秒に1閃光、灯高 約13m、光達距離 約5.5km）（以下「本件標識灯」という。）がそれぞれ設置されていた。</p> <p>瀬渡船が、馬島防波堤に着ける場所は、東側、中央、西側と3か所あり、瀬渡船どうしの申合せでそれぞれ着ける場所が決まっていた。</p> <p>本船は、事故当日、西側の渡し場に着ける予定であった。</p> <p>船長は、赤島東方に浅所があることを知っていた。</p> <p>船長は、本船に約17年前から乗船しており、船長として約4年の経験があった。</p> <p>船長は、ふだんから夜間もレーダーを使用しないで、東灯台及び本件標識灯を目視して両灯火を確認して航行していたが、本事故時、両灯火を確認して航行していなかった。</p> <p>船長は、これまでに本事故発生場所付近を昼夜問わず数多く航行した経験があった。</p> <p>船長は、ふだんいか釣りを行っている釣り船は馬島防波堤の南東方沖にいたので、本件釣り船も馬島防波堤の南東方沖でいか釣りを行っており、本件釣り船を右舷方に見て通過しても馬島防波堤の西側の渡し場に向かって安全に航行できると思っていた。</p>
分析	<p>乗組員等の関与 あり</p> <p>船体・機関等の関与 なし</p> <p>気象・海象等の関与 なし</p> <p>判明した事項の解析</p> <p>本船は、浜田港内を北北西進中、船長が、本件釣り船の灯火に注意を向け、東灯台及び本件標識灯の灯火で船位を確認していなかったこ</p>

	<p>とから、赤島東方の浅所に向かって航行していることに気付かずに航行し、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、ふだんいか釣りを行っている釣り船は馬島防波堤の南東方沖にいたので、本件釣り船も馬島防波堤の南東方沖でいか釣りをしており、本件釣り船を右舷方に見て通過しても馬島防波堤の西側の渡し場に向かって安全に航行できると思っていたことから、本件釣り船の灯火に注意を向けていたものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、本船が、浜田港内を北北西進中、船長が、本件釣り船の灯火に注意を向け、東灯台及び本件標識灯の灯火で船位を確認していなかったため、赤島東方の浅所に向かって航行していることに気付かずに航行し、同浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 慣れた海域でも航路標識等を確認したり、レーダーを活用して船位の確認を行うこと。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図



○ 本件釣り船が、いか釣りを行っていた場所